

## 洞 爺 湖 町 議 会 令 和 6 年 9 月 会 議

### 議 事 日 程 (第 3 号)

令和 6 年 9 月 1 2 日 (木曜日) 午前 1 0 時 0 0 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 同意第 5 号 洞爺湖町表彰条例に基づく同意について
- 日程第 3 報告第 7 号 健全化判断比率の報告について  
報告第 8 号 資金不足比率の報告について
- 日程第 4 報告第 9 号 株式会社グリーンステイ洞爺湖の経営状況の報告について
- 日程第 5 議案第 1 2 号 洞爺湖町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 1 3 号 洞爺湖町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 1 4 号 洞爺湖町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について
- 日程第 8 議案第 1 5 号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第 9 議案第 1 6 号 令和 6 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 1 0 議案第 1 7 号 令和 6 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 1 1 認定第 1 号 令和 5 年度虻田郡洞爺湖町一般会計決算の認定について  
認定第 2 号 令和 5 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計決算の認定について  
認定第 3 号 令和 5 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計決算の認定について  
認定第 4 号 令和 5 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算の認定について  
認定第 5 号 令和 5 年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算の認定について  
認定第 6 号 令和 5 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計決算の認定について  
認定第 7 号 令和 5 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計決算の認定について

---

本日の会議に付した事件

日程第 1 ～日程第 1 1 まで議事日程と同じ

---

出席議員 (1 2 名)

1 番 石 川 邦 子 君                      2 番 小 林 真 奈 美 君

3番	千 葉	薫 君	4番	五十嵐	篤 雄 君
5番	今 野 幸	子 君	6番	室 田	崇 行 君
7番	大 屋	治 君	8番	大 久 保	富 士 子 君
9番	越 前 谷	邦 夫 君	10番	石 川	論 君
11番	板 垣 正	人 君	12番	大 西	智 君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	下 道 英 明 君	副 町 長	八 反 田 稔 君
総務部長	高 橋 秀 明 君	経 済 部 長	若 木 涉 君
洞爺総合支 所 長	佐 野 大 次 君	経 済 部 長 次	篠 原 哲 也 君
洞爺総合支 所 副支所長	片 岸 昭 弘 君	総務課長	末 永 弘 幸 君
企画財政課 長	藤 岡 孝 弘 君	政策推進課 長	野 呂 圭 一 君
住民税務課 長	宮 下 信 一 君	健康福祉課 長	高 橋 憲 史 君
子育て支援課 長	原 美 夏 君	介護高齢課 長	兼 村 憲 三 君
観光振興課 長	田 仁 孝 志 君	産業振興課 長	仙 波 貴 樹 君
生活環境課 長	高 橋 謙 介 君	上下水道課 長	宮 古 義 信 君
地域振興課 長	後 藤 和 郎 君	教 育 長	渋 川 賢 一 君
教育指導参 与	山 本 惠 一 郎 君	教育推進課 長	細 江 幸 惠 君

社会教育  
課長

角 田 隆 志 君

代表監査  
委員

山 口 芳 行 君

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長

佐々木 勉

書記

阿部 はるか

庶務係

木村 暁 美

---

◎開議の宣告

○議長（大西 智君） 皆さん、おはようございます。

現在の出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎会議録署名議員の指名について

○議長（大西 智君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、10番、石川諭議員、11番、板垣議員を指名いたします。

---

◎同意第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大西 智君） 日程第2、同意第5号洞爺湖町表彰条例に基づく同意についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） それでは、議案書の1ページをお開き願いたいと思います。

同意第5号洞爺湖町表彰条例に基づく同意についてでございます。

洞爺湖町表彰条例第3条の規定により、下記の者を表彰することについて、議会の同意を求めるものでございます。

初めに、洞爺湖町洞爺町56番地5、橋本志津男氏、続いて、洞爺湖町大原229番地3、石川修一氏、洞爺湖町洞爺町141番地12、京谷一弘氏、洞爺湖町浜町32番地1、荒哲雄氏、洞爺湖町浜町20番地2、菊地新市氏、洞爺湖町洞爺湖温泉71番地、入谷松一氏、洞爺湖町洞爺湖温泉68番地1、福原博文氏、洞爺湖町入江21番地30、阿部重徳氏、洞爺湖町入江21番地73、三島基幸氏の9名でございます。

それでは、ご功績の概要等を説明させていただきます。

議案説明資料の1ページをお開き願いたいと思います。

初めに、橋本志津男氏、74歳でございます。

昭和52年から令和6年まで47年の永きにわたり、洞爺村商工会、洞爺湖町商工会の役員として地域経済の向上と発展に寄与され、その間、会長、副会長などを歴任し、商工会運営や地域経済の活性化に多大な貢献をされたものでございます。

続きまして、石川修一氏、69歳でございます。

平成12年から令和6年までの23年の永きにわたり、とうや湖農業協同組合役員として地域農業の向上と発展に寄与され、その間、会長、代表理事組合長などを歴任し、組合員の経営安定と農業協同組合の健全な経営運営に努めるとともに、地域農業の振興に多大な貢献をさ

れたものでございます。

続きまして、京谷一弘氏、71歳でございます。

昭和46年から令和5年までの51年の永きにわたり、洞爺消防団、洞爺湖消防団員として幾多の災害に対し、常に第一線に立ち奮闘し、各種災害から住民の生命、身体、財産等の保護に大きく貢献されたものでございます。

2ページをお開き願いたいと思います。

荒哲雄氏、67歳でございます。

昭和54年から令和6年までの44年の永きにわたり、虻田消防団、洞爺湖消防団員として幾多の災害に対し、常に第一線に立ち奮闘し、各種災害から住民の生命、身体、財産等の保護に大きく貢献されたものでございます。

下に行きます。菊地新市氏でございます。65歳でございます。

昭和54年から令和6年までの44年の永きにわたり、虻田消防団、洞爺湖消防団員として幾多の災害に対し、常に第一線に立ち奮闘し、各種災害から住民の生命、身体、財産等の保護に大きく貢献されたものでございます。

3ページになります。

入谷松一氏、63歳でございます。

昭和60年から令和6年までの38年の永きにわたり、虻田消防団、洞爺湖消防団員として幾多の災害に対し、常に第一線に立ち奮闘し、各種の災害から住民の生命、身体、財産等の保護に大きく貢献されたものでございます。

次に、福原博文氏、60歳でございます。

平成元年から令和5年までの34年の永きにわたり、虻田消防団、洞爺湖消防団員として幾多の災害に対し、常に第一線に立ち奮闘し、各種災害から住民の生命、身体、財産等の保護に大きく貢献されたものでございます。

阿部重徳氏、57歳でございます。

昭和62年から令和6年までの37年の永きにわたり、虻田消防団、洞爺湖消防団員として幾多の災害に対し、常に第一線に立ち奮闘し、各種災害から住民の生命、身体、財産等の保護に大きく貢献されたものでございます。

4ページをお開き願いたいと思います。

三島基幸氏、50歳でございます。

平成4年から令和6年までの31年の永きにわたり、虻田消防団、洞爺湖消防団員として幾多の災害に対し、常に第一線に立ち奮闘し、各種災害から住民の生命、身体、財産等の保護に大きく貢献されたものでございます。

なお、功労表彰のほかに貢献表彰、善行表彰、特別表彰の合計で199の個人と団体が対象となっております。別紙、被表彰者名簿がございますので、ご参照していただきたいと思っております。

以上、ご提案申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。確認程度の質疑といたします。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

ここでお諮りいたします。

本件は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略することに決定いたしました。

これから、同意第5号洞爺湖町表彰条例に基づく同意についてを採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立全員であります。

したがって、同意第5号洞爺湖町表彰条例に基づく同意については、同意することに決定いたしました。

---

◎報告第7号及び報告第8号の一括上程、説明、質疑

○議長（大西 智君） 日程第3、報告第7号健全化判断比率の報告について及び報告第8号資金不足比率の報告についてを一括して議題といたします。

一括して報告を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） それでは、議案書の2ページをお開き願いたいと思います。

報告第7号並びに第8号を一括してご報告させていただきます。

初めに、2ページの報告第7号健全化判断比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく財政の健全化判断比率を別冊のとおり監査委員の意見を付して報告するものでございます。

3ページをお開き願いたいと思います。

健全化比率の状況でございます。

実質赤字比率並びに連結実質赤字比率は、発生しておりません。実質公債費比率は10.8%、将来負担比率は23.9%となっております。

続きまして、4ページになります。

報告第8号資金不足比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく公営企業会計に係る資金不足比率を別冊のとおり監査委員の意見を付して報告するも

のでございます。

1枚めくっていただいて、5ページになります。

水道事業会計、公共下水道事業会計並びに簡易水道事業会計の3会計、いずれも資金不足比率は発生してございません。

別冊として、監査委員の意見書を付してございますが、ご参照していただければと思います。

以上、2件について報告させていただきます。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第7号健全化判断比率の報告について及び報告第8号資金不足比率の報告についてを終わります。

---

#### ◎報告第9号の上程、説明、質疑

○議長（大西 智君） 日程第4、報告第9号株式会社グリーンステイ洞爺湖の経営状況の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） それでは、議案書の6ページをお開き願いたいと思います。

報告第9号株式会社グリーンステイ洞爺湖の経営状況の報告についてでございます。

株式会社グリーンステイ洞爺湖の経営状況を地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告するものでございます。

1ページめくっていただきまして、7ページでございます。

第34期事業報告について。

期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日まででございます。

8ページ、9ページの会社の概要については、省略させていただきます。

10ページでございます。2の事業の概要をご覧いただきたいと思います。

当期事業の経過と成果でございます。

新型コロナウイルスが5類に移行し、以前の社会生活を取り戻しつつある当期でございましたが、利用者数は、ここに書いてありますが、1万4,137人、前年度比で80.3%、3,463人の減となって、前年度を下回る利用者数となっております。

要因といたしましては、台風の影響や昨年度比の連休の回数が少なかったこと、さらには新型コロナウイルスの影響による閉鎖していた他のキャンプ場が再開したことなどにより、利用者は減少したものであると書いてございます。

それから、経営面でございますが、令和5年度の売上総利益は2,491万1,000円、販売及び

一般管理費の経費は2,758万9,000円、うち減価償却費は309万2,000円となり、いわゆる本業部分では営業損失となり、267万8,000円となっております。営業外収益としましては雑収入が78万7,000円加算しており、本業と本業外を合わせた決算で営業損失189万1,000円となっております。

13ページをお開き願いたいと思います。決算報告書の貸借対照表でございます。

令和6年3月31日付の貸借対照表でございます。

左側が資産の部で、右側が負債と純資産の部となっております。

まず、左側の資産の部でございますが、流動資産が現金及び預金、商品の合計で6,414万2,671円、固定資産は、有形固定資産の建物から一括償却資産までを合わせまして2,577万3,212円、無形固定資産は、借地権で3,351万8,500円となっております。投資その他の資産は、出資金と預託金を合わせまして5万3,080円、資産の部の合計は1億2,348万7,463円となっております。

右側の負債の部になりますが、流動負債は、前受金や預り金、未払消費税などで56万1,880円、また、純資産の部は、資本金で4,950万円、資本剰余金として、その他資本剰余金として1億円、利益剰余金でございますが、繰越利益剰余金が△2,657万4,417円となっております。これによりまして、純資産の部の合計は1億2,292万5,583円、負債と純資産の部の合計で1億2,348万7,463円となっております。

14ページになりますが、損益計算書でございます。

令和5年4月1日から令和6年3月31日まででございます。

純売上高は、キャンプ場の利用料収入からごみ処理手数料まで、合わせまして2,637万9,300円、売上原価は、期首棚卸高、商品仕入高、期末棚卸高を合わせまして146万7,983円、売上総利益は2,491万1,317円となっております。販売及び一般管理費は2,758万9,403円、営業損失は267万8,086円となっているところです。

次に、営業外収益は、受取利息及び雑収入で78万6,927円、合計で営業損失が189万1,159円となり、同額が当期の純損失となっているところでございます。

なお、15ページ、16ページの説明については、省略させていただきます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 確認をさせてください。財務関係は報告のとおりだと思うので、ただ、この株主総会で、株主は14名ということでありますが、この株主総会がいつ行われているのか。それから、株主で町外からの株主の出席数は何名になっているのか。そして、その中の委任状という扱いになったと思うのですが、委任状は何名なのか。お願いします。

それから、取締役及び監査役のところ伺いたいのですが、実はこの組織というのは、会社というのは非常に専務の力量といいますか、仕事というのは重要だと思うのですね。それ

で、今回報告されておるのは、かつて3月までですか、専務であった皆見亨さんということで報告されているのですが、これは今、皆見亨さんではなくて杉上さんということになるのですけれども、これは総会で確認されてからの報告ということになるのか、それとも、なぜ3か月、4か月もたっているにもかかわらず、専務は皆見亨さんということになっているのか、その辺確認をさせてください。お願いします。

○議長（大西 智君） 4点ほどでございます。

田仁観光振興課長。

○観光振興課長（田仁孝志君） まず、一つ目の質問でございます。株主総会がいつ開催されたかということでございますが、こちらは令和6年6月26日に開催してございます。

出席している株主ということでございますけれども、ちょっとこちらのほうでメモがなかったのですけれども、当日は6名ほどの出席だったかと思えます。そのうち、町外の方がたしか1事業者だったと記憶してございます。

あと、委任状の数でございます。すみません、委任状の数が、ちょっとこちらのほうで現在、正式な数字が把握できないので、後ほど報告させていただきたいと思えます。

あと、専務取締役でございますが、昨年、皆見さんが専務取締役で、今年度からは杉上さんということになりましたけれども、それは総会での確認後のということになってございます。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、議員のほうからございましたグリーンステイの充て職ということで、私のほうは社長をさせていただいているところでございますが、株主総会のほうは6月26日に、町外の株主ですが、事業会社の運輸会社さんと金融機関ということで、2名の役員が出席をさせていただいているところでございます。

委任状については、町外、東京のほうと大阪のほうの会社がございましてけれども、そちらのほうで返信で来ておりますので、株主の総会の定款の定足数に達しているということで、これは後ほど正式な文書のほうを議員のほうにもお渡ししていきたいと思えます。

また、専務についてでございますが、今回第34期事業報告についてでございますが、令和6年3月31日付ということでございまして、そこで今現在お名前が出ておりました皆見元専務の名前が出ていますのですけれども、この株主総会におきまして、6月26日をもちまして今の杉上専務に変更になったところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 田仁観光振興課長。

○観光振興課長（田仁孝志君） 大変失礼いたしました。

委任状の提出数でございますけれども、7名でございました。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 今、報告されたとおりでと思うのですけれども、ただ、こういう報

告をする場合はですね、当然総会場で取締役、監査委員、監査役などは確認されているのだから、そのものを、こういう報告というのは、当然、現在の専務の名前で出てくるのが本当ではないですか。それはどうして後手後手に回っているのか。

それからもう一つは、基本的に伺いたいのですが、このグリーンステイが当初できた頃は、これは相当人気抜群の事業であった。この頃は総会をやるたびに、ほとんどの町外の方々もこの株主総会には参加してきているけれども、今このように、町外から2名で、委任状が7名等々ということでありましてけれども、本当に町外の株主の方々のグリーンステイにかける思いといいたいでしょうか、そういうのはどういう認識でいるのか、受け止め方であるのか、その辺ちょっと伺っておきたい。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、議員からございました、今回議会のほうに報告をさせていただいたのは、34期の事業報告ということでございました。そして今、議員のほうからご指摘がありましたように、現在の状況はどうかということでございますので、今後はこの附属資料ということで、株主総会が終わった後の34期、35期の中間のところの資料も今後は添付をさせていただきたいと思っておりますのでございます。

今またございました株主でございますが、今現在、株主14名ということで、町外のほう、もっと言いますと、従前から、もともとこれは某総合商社のほうと大きな形で、全国的にこのグリーンステイといいたいでしょうか、このレジャーのものをつくっていきこうということが最初の発足の設立と聞いております。

残念ながら、私が就任する前は、町外の株主さんとは面識が、ほとんど連絡が紙だけの連絡だったのですが、昨年、前回の専務と打合せをさせていただきまして、町外の東京のほうの株主さんのほうを4件ほど回らせていただきまして、逐一この報告をさせていただいたところでございます。

その中でご提案いただいたのは、もっと積極的に営業等も考えていったらどうかと、今、議員のほうからお示しありましたように、当初の頃は非常に人気があったのですが、今いろんな地区で、いわゆるグランピングですとか、こういった形で広がってきているというところで、ただ、もう少し工夫をすればと大株主のほうから東京のほうでは言われていたところでございます。飲料の大きな会社でございます。非上場でございますが、聞いている会社、また、旅行代理店の方、あと、コーヒーの会社ということで、そういったところにお回りをさせていただいたところです。

昨年そういった株主からの提案をいただきまして、冬キャンプを3回ほどさせていただいたり、また、今後はインターネット予約ということで今、動いております。また、決済についても現金のみでしたけれども、今時代は、やはりQRコードですとか、いわゆるAirペイということになっておりますので、そういったところも含めてさせていただきたいと思っておりますのでございます。

ご指摘いただいた点、もう一度取締役臨時会議の中で進めて、対応させていただきます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

4番、五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） 私も、このグリーンステイの報告に際して毎回お話をさせていただいておりますが、この決算は、昨年の実績に基づいた決算で、今現在、もう今月、来月ぐらいで終わろうとしている中で前期の決算をしているというのがあまりにも遅過ぎるという指摘をさせてもらっていますけれども、いろんな関係で今の時期になるのは理由としては分かるのですが、今回も880万円ほどの赤字ということになっていきますし、累積でも2,600万円の損失を出しているということですので、やはり取締役会でこの損失を何とか少しでも減らしていこうという、取締役会が活発に行われなければ意味がないななどいつも思っていましたので、その辺の話し合いが取締役会で行われたのかどうか、その確認をさせていただくのが1点と。

あと、この損益の中で、ちょっとどういう中身なのか分からないので教えていただきたいのですが、純売上高の中で、委託運営収入、これはどういうものなのかということと、このグリーンステイ洞爺湖のキャンプ場でごみ処理手数料として収入に上がっているのはどういうことなのかちょっと分からなかったもので、この2点についての内容についてご説明をお願いいたします。

○議長（大西 智君） 田仁観光振興課長。

○観光振興課長（田仁孝志君） 1点目の、もう昨年の実績ということで、今年もあと1か月程度ということでございます。非常に報告が遅くなっているということは、昨年も指摘があったかなというふうに思っております。ただ、ただというか、申し訳ありません。6月末の総会だったということもありまして、その後報告できるのがこの時期になってしまったということでございます。

損失のほうも2,600万円ということでございますけれども、こちらのほうも取締役会の中でも何とかいい策がないかということで検討しております。また、今年度からキャンプ場の利用料のほうも改定させていただきまして、値上げをさせていただいて、少しでも回復するような方向で動いているところでございます。

損失の中身でございます。委託運営ということでの利益でございますけれども、こちらがパークゴルフ場の指定管理ということでのものになってございます。

ごみ処理手数料のほうでございますが、ちょっと今、把握できておりませんので、後ほど報告させていただきたいと思っております。申し訳ございません。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） ごみ処理手数料のほうは、キャンプ利用者が捨てる時のことだと思うのですが、ちょっともう一度確認させていただきたいと思っております。

今、決算についてございました。私もこれは議員のときに全く同意見だったものですから、今こういった形で社長という形を取っておりますので、決算時期も定款を変えながら、合わ

せた形で、やはり報告する時期をしっかりと考えたほうが逆にご提案をいただけるのかなと思っております。

それで一昨年、私になってから、資本金のほうは1億円ちょっとだったのですが、その資本金を減資いたしまして、経営改善と。つまりどういうことかといいますと、資本金1億円以上になってしまうと、これは会計士等とかの諸経費の税金等が非常に高くなってしまいます。それで、いろんな企業が1億円以上のところも、例えばJTBさんも赤字になってきたときに、1億円から減資をして5,000万円にして諸経費を軽減したということもございまして、今回それを就任と同時に私のほうも実施したところでございます。

そういった点から、今後、決算時期もこの9月会議に合わせてできるような形で総会のほうにも、取締役会にもご相談をさせていただいて、るる調整をさせていただきたいと思いません。ありがとうございます。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

以上で、報告第9号株式会社グリーンステイ洞爺湖の経営状況の報告についてを終わります。

---

#### ◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第5、議案第12号洞爺湖町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） それでは、議案書の17ページをお開き願いたいと思います。

議案第12号洞爺湖町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてでございます。

洞爺湖町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。

この条例の改正の趣旨でございますが、行政手続における特定個人の識別するための番号の利用等に関する法律、番号利用法の一部が改正され、情報連携できる事務を定めている別表第2が削除されることから、本条例に規定する引用条項を改正するものでございます。

また、保育事務につきましては、町部局に移管されたことから、保育事務に必要な情報を利用するための個人番号の利用に関する期間、事務、特定個人情報を規定するものでございます。

それでは、議案説明資料の5ページをお開き願いたいと思います。

洞爺湖町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の新旧対照表でございます。

まず第1条、趣旨でございますが、番号利用法の改正によりまして引用する条項の繰下げに伴い、法第19条第9号を法第19条第11号に改めるものでございます。

第2条、定義では、番号利用法で規定している法別表第2の削除に伴いまして、改正案のほうに、第5号で特定個人番号利用事務、それから第6号で特定個人情報を、それぞれ新たに定義するものでございます。

第4条の個人番号の利用に関する事務では、番号利用法の改正によりまして引用する条項が削除されたことから、関係する規定を整理するものでございます。第1項につきましては、法別表第2の第2欄に掲げる事務を特定個人番号利用事務に、それから、第3項につきましては、法別表2の第2に掲げる事務を特定個人番号利用事務に、それから、別表第4欄に掲げる特定個人番号を利用特定個人情報に、当該特定個人情報を当該利用特定個人情報に、それぞれ改めるものでございます。

次に、6ページ、7ページをお開き願いたいと思います。

別表第1につきましては、保育事務に必要な情報を利用するため、子ども・子育て支援法による子どものための教育、保育給付の支給または地域子ども・子育て支援事業の実施並びに児童福祉法による保育所における保育事務の実施もしくは措置の費用の徴収に関する事務を定めるものでございます。

別表2につきましては、別表1に掲げている事務において利用する特定個人情報を規定しており、子ども・子育て支援法による子どものための教育、保育給付の支給または地域の子ども・子育て支援事業の実施並びに児童福祉法による保育所における保育の実施もしくは措置または徴収に関する事務は、住民票関係情報、地方税関係情報、障がい者関係情報、介護保険給付等関係情報、重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費助成関係情報を利用する旨、規定したものでございます。

議案書に戻っていただきまして、18ページの附則でございます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） もう一度確認をさせてください。今回これは、例えば子育て支援法とか、あるいはまた、児童福祉法などの改正によって、洞爺湖町でもこの条例改正ということになったのかと思うのですけれども、こういう改正をすることによってどのような、利用される方々も支援を受ける方々もプラスになるのか、その辺ちょっとお伺いします。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） ただいまの件でございますけれども、まず今回、保育事務の関係でございますけれども、以前、保育の事務に係る業務につきましては、番号法別表第2を引用する関係から引用してございましたけれども、これまで引用していたのですけれども、昨年9月会議だったかと思っておりますけれども、その際に引用している関係から、この条文を削除したところなのですけれども、今回は逆に、今度は番号法の別表第2が削除されたということから、今回また新たに市町村の条例において対象となる利用事務の規定を新たに設けたという内容になります。

それと、2点目の関係でございますけれども、今回番号法の改正に伴って、この別表が削除されるということで、今回条文の整理を行うという内容でございます。今回新たに別表、子ども・子育て支援法の関係、それと児童福祉法の関係が規定追加になりますけれども、これにつきましては、従前の業務等の内容については変更はないということで、あくまでも国の引用する内容がちょっと変わっているものですから、その内容で情報を整理した内容となってございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

5番、今野議員。

○5番（今野幸子君） これによって、住民に影響があるということは何かありますか。何か変わるということはありますか。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） ちょっと説明が足りなかったのです。失礼いたしました。

繰り返しになると思うのですけれども、国の法律があって、国の法律の別表第2が変わったことによって、今回条例に新たに設けるということになりますので、その業務に対して、また、今まで利用されている方の影響はないということになります。影響はないということです。

以上でございます。

○議長（大西 智君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第12号洞爺湖町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号洞爺湖町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第6、議案第13号洞爺湖町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） 議案書の19ページをお開き願いたいと思います。

議案第13号洞爺湖町国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

洞爺湖町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものであります。

本改正につきましては、令和5年に公布しました法律第48号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律によりまして、現行の被保険者証が廃止されることに伴い、洞爺湖町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

現行条例では、国民健康保険法に基づく資格の取得や損失を届出しなかった場合、または虚偽の届出をした場合に被保険者証の返還を求めておりましたが、令和6年12月2日よりマイナンバーカードと被保険者証が一体となることから、被保険者証の返還を求めることができなくなるため、罰則規定の改正をご提案するものでございます。

改正内容につきまして、議案説明資料の8ページで説明させていただきたいと思います。

洞爺湖町国民健康保険条例新旧対照表でございます。

第6章の罰則であります。第9条中第9項を第5項に、もしくは虚偽をした場合または同条第3項もしくは第4項の規定により、被保険者証の返還を求められてそれに応じないとするものを、または虚偽の届出をしたに改めるものでございます。

議案書に戻っていただきまして、19ページの下になります。

施行日ですが、施行日は令和6年12月2日からの施行でございます。経過措置といたしまして、この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係書類の整備及び経過措置に関する政令第9条の規定により、なお従前の例によるとされた場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則規定につきましては、なお従前の例によるものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第13号洞爺湖町国民健康保険条例の一部改正についてを採決いたします。  
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号洞爺湖町国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第7、議案14号洞爺湖町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） 議案書20ページをお開き願いたいと思います。

議案第14号洞爺湖町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更についてでございます。

洞爺湖町過疎地域持続的発展市町村計画の一部を次のとおり変更したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項により準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次の21ページ、22ページをお開き願いたいと思います。

過疎地域持続的発展市町村計画の変更でございます。

今回の過疎計画の変更につきましては、6月の補正予算で計上し、準備を進めておりました、まちポイント活用事業の追加に伴う内容の変更でございます。

追加の理由といたしましては、事業の実施に当たり、計画に掲載することで過疎対策事業債等の有利な財源等を確保するためのものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第14号洞爺湖町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号洞爺湖町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更については、原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。再開を11時5分といたします。

（午前10時54分）

---

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

休憩前に戻り、議案を続けたいと思います。

（午前11時05分）

---

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第8、議案第15号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） それでは、議案書の23ページをお開き願いたいと思います。

議案第15号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてでございます。

地方自治法第291条の3第1項の規定により、北海道後期高齢者医療広域連合規約を次のように変更するものでございます。

本改正につきましては、先ほどの議案第13号と同じく、令和5年に公布した法律第48号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律によりまして、現行の被保険者証が廃止されることに伴い、北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するものでございます。

それでは、変更内容につきまして、新旧対照表で説明させていただきます。

議案説明資料の9ページをお開き願いたいと思います。

北海道後期高齢者医療広域連合規約新旧対照表でございます。

広域連合を処理する事務であります。第4条中、広域連合は高齢者の医療の確保に関する法律に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、当該事務のうち、別表第1に定める事務については、関係市町村において行うとあります。

(1)被保険者の資格に関する事務、(2)医療給付に関する事務、(3)保険料の賦課に関する事務、(4)保健事業に関する事務、(5)その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務を、広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律及び後期高齢者確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療事務及びそれに付随する事務を処理するに改めるものでございます。

第19条は広域連合の経費の支弁の方法でございます。第19条中、別表第2を別表に、別表第1関係を削除し、改めるものでございます。

議案書に戻っていただきまして、23ページの下段でございます附則でございます。

施行期日は、地方自治法第291条の3第1項の規定により、北海道知事の許可の日から施行するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第15号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第9、議案第16号令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） それでは、議案書の24ページをお開き願いたいと思います。

議案第16号令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第2号）でございます。

令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,623万6,000円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億5,178万2,000円とするものでございます。

第2条、地方債の変更につきましては、「第2表 地方債補正」によるものでございます。地方債の補正につきましては、事項別明細書の中で説明させていただきます。

それでは、事項別明細書で説明をさせていただきます。

事項別明細書の4ページ、5ページをお開き願いたいと思います。

歳入でございます。

2款地方譲与税3項1目森林環境譲与税で、譲与基準の変更により122万8,000円を増額するものでございます。

次に、11款1項1目地方交付税、これにつきましては普通交付税額の決定により1億1,784万5,000円を増額するものでございます。

13款分担金及び負担金1項分担金1目農林水産業費分担金でございます。道営土地改良事業における全体事業費の増額に伴いまして農業者負担分として増となり、415万5,000円を増額するものでございます。

15款国庫支出金2項国庫補助金3目衛生費国庫補助金でございます。新型コロナウイルスワクチン定期接種事業補助金で、定期接種移行期における緩和措置として接種費用が補助となりましたが、ワクチンの価格の見直しにより830万円を増額するものでございます。

3項委託金3目農業水産業費国庫委託金でございます。大原二期地区事業推進等調査委託金で受益者面積の動向調査及び事業確認業務における委託金の増で99万8,000円を増額するものでございます。

16款道支出金2項道補助金3目農林水産業費道補助金で1節の農業費補助金で394万9,000円の増額でございます。次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業補助金で131万6,000円の増、それから水利施設等保全高度化事業補助金で263万3,000円の増、いずれも道営事業全体事業費の増に伴いまして補助金が増になったものでございます。

次に、2項道補助金4目商工費補助金でございます。北海道消費者行政強化事業補助金で30万2,000円の増額となっております。消費者行政の充実、強化のための啓発用のカレンダー購入に係る補助金でございます。

次に、19款繰入金1項1目繰入金でございます。財政調整基金繰入金で8,600万円の減額、繰越額等の財源調整により繰入額を減にしたものでございます。それから、公共施設等整備基金繰入金で430万円の増額、道の駅あふた、それから道の駅とうや湖に係る修繕と、高砂川水路改修による増額でございます。

6ページ、7ページになります。

みんなの基金繰入金で290万円の増額でございます。漁業者支援事業としての増額で、歳出で内容は説明させていただきたいと思います。

21款5項3目の雑入でございます。重機車庫修繕に係る共済金で75万9,000円の増額でございます。

22款町債1項町債4目農林水産業債130万円の増額、それから6目土木債、道路橋梁債620

万円増額でございますが、これは、地方債に関係しておりますので、議案書の28ページをお開き願いたいと思います。

28ページに、「第2表 地方債補正」の変更があるかと思えます。これにつきまして説明させていただきます。

農業施設整備事業債は、1,720万円から道営土地改良事業債の増額によりまして130万円増額し、限度額を1,400万円に変更するものでございます。過疎債を適用させたいと考えております。

それから、6目土木債、道路橋梁債1億4,780万円から道路環境等整備事業の増額によりまして620万円を増額し、限度額を1億5,400万円に変更するものでございます。これについては合併特例債を予定してございます。

次に、事項別明細書8ページ、9ページでございます。ここからは歳出でございます。

2款総務費1項総務管理費2目職員福利厚生費でございます。職員の健康診断委託料として99万円を増額するものでございます。健康診断単価の改定などに伴う増でございます。

次に、3目公有財産管理費、公有財産管理事業で25万3,000円の増額でございます。これは洞爺ブランド加工研究センターの外壁修繕のための費用でございます。

次に、4目物産集中管理費、物品集中管理事業でシステム使用料45万8,000円の増額でございます。入札・契約に係る業務の電子化・効率化を図るためのシステム導入に伴う費用でございます。

5目電子計算管理費、1の情報管理事業でございますが、委託料で光ケーブル移設業務委託料371万8000円の増額でございます。これにつきましては、月浦地区の国道工事に伴う電柱移設が発生し、ケーブルの移設が必要となったものでございます。

続きまして、7目財政会計管理費、償還金836万1,000円でございます。これにつきましては、令和5年度の国・道への支出金の精算による返還金で7事業合わせて836万1,000円となったものでございます。

続きまして、8目企画費、移住・定住促進事業で地域活性化起業人負担金で218万6,000円の増額でございます。企業派遣型地域活性化起業人の活用の増ということでございます。地域公共交通や地域課題の支援に取り組んでいただくためのものでございます。

次に、11目交通安全対策費、原材料費で40万円の増額でございます。カーブミラー購入、設置に関わる材料費を計上させたものでございます。

次に、3款民生費1項社会福祉費4目介護保険費でございます。介護保険特別会計繰出金の事業で10万9,000円の増でございます。介護予防事業委託料等の増に伴う計上でございます。

次に、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生管理費になります。3の洞爺地区健康福祉センター運営事業でございます。修繕料115万8,000円でございますが、ボイラーの附属品の故障により修繕が伴い、補正を計上しております。

次に、2目の予防費でございます。全体で834万5,000円の増でございますが、これは、歳

入でも説明しましたが、12節委託料で新型コロナウイルス予防接種委託料のワクチン価格の見直しにより830万円を増額するものでございます。

次の保健衛生指導費20万6,000円を増額になりますが、これは、特定健診データ提供業務の実施に伴う人件費等の増でございます。

次に、10ページ、11ページをお開き願いたいと思います。

5款労働費1項労働費1目労働諸費でございます。18節の負担金補助及び交付金でスポットワーカー活用支援事業補助金300万円を計上させていただいております。人手不足解消や様々な働き方を推進するため、スポットワーク仲介サービスを利用した町内事業者を支援する補助金を新設したものでございます。

次に、6款農業水産業費1項農業費3目農業振興費で、全体で1,063万6,000円を増額でございます。そのうち、17節備品購入費53万円につきましては、国営事業委託金の増額により刈払機や附属品を購入するものでございます。18節道営土地改良事業負担金991万8,000円につきましては、道営事業全体事業費の増に伴う町負担金の増でございます。

2項林業費1目農林業振興費122万1,000円を増額でございます。12節委託料につきましては、園児用木製椅子作成業務委託料で、町内保育所への木製椅子導入業務に係るものでございます。15節の原材料費は、ネームプレートの材料費でございます。職員に配付している木製名札プレートの破損があるため、補修するために増を計上したものでございます。

それから、3項水産業費1目水産業振興費でございます。18節負担金補助及び交付金で、ホタテ直売事業補助金でございます。ホタテ漁業者支援クラウドファンディング寄附を使いまして、ホタテ直売用の資材購入として漁協へ補助するものでございます。

次に、7款商工費1項商工費1目商工振興費でございます。1の商工管理事務事業41万1,000円の消耗品でございますが、これは、先ほど歳入で説明しましたが、消費者被害防止のために65歳以上の世帯を対象にした消費者啓発カレンダーを配布する費用でございます。2の道の駅等施設維持管理事業183万7,000円でございます。修繕料でございます。道の駅あぶたの雨漏り、それから修繕、トイレの詰まりなどの予算を計上させていただいております。

次の2項観光費12万3,000円につきましては人件費の増でございます。

次の12ページ、13ページをお開き願いたいと思います。

洞爺湖ビジターセンター・火山科学館管理運営事業についても人件費の増でございます。12の洞爺・水の駅管理事業27万8,000円でございますが、修繕料で、非常灯バッテリー交換が必要なことから修繕の予算を計上させていただいております。14の洞爺地区公園施設維持管理事業の手数料14万3,000円でございますが、これは財田キャンプ場のウェブサイトの再構築費の費用でございます。

次に、土木費に入ります。

8款土木費1項土木管理費2目車両管理費で75万9,000円でございます。これは、落石によりまして車庫の外壁が破損したことから予算を計上したものでございます。これは先ほど

の共済費で充てがうこととなっております。

次に、2項道路橋梁費1目道路橋梁維持費でございます。委託料でございますが、実施設計業務委託料100万円、それから町道舗装・補修業務委託料100万円、両方100万円ずつでございますが、当初予定した範囲よりも舗装・補修や補修箇所が増になったために予算計上させていただいているものでございます。14節工事請負費320万円の増額は、高砂三豊線の道路改良工事におきまして調査の結果、舗装改良等の数量が増になったことから予算を計上させていただいております。3の洞爺地区道路橋梁補修事業で側溝清掃業務委託料29万7,000円でございますが、降水時に耕作地へ雨水が浸入するため、排水管の側溝の清掃のため予算を計上させていただいております。

3項河川費1目河川費でございます。工事請負費で329万2,000円を計上させていただいております。一つ目の高砂川水路改修工事でございますが、経年劣化によりまして水路が破損していることから早急な補修が必要なため、計上しております。また、青葉川におきましては、雑草、雑木、土砂の堆積が流れを阻害していることから早急に対策が必要なため、予算計上させていただいております。

次に、14ページ、15ページをお開き願いたいと思います。

2段目になります。6項住宅・建築費2目の住宅管理費でございます。退去修繕に伴う増でございますが、修繕料360万円でございます。

次に、10款教育費1項教育総務費3目諸費でございます。教育推進事業で69万8,000円補正してございます。主に委員報酬並びに費用弁償につきましては、教育行政審議会の開催回数によるものでございます。また、13節使用料及び賃借料はシステム使用料で、校務支援システム使用料の単価増に伴う予算の計上でございます。

次に、4目教員住宅管理費になります。工事請負費で67万円の増額でございます。虻田中学校の管理住宅及び物置解体工事を予定しておりましたが、労務費や機械損料等の高騰によりまして、当初見込んでいた額ではできないため、補正を組ませていただいているところでございます。

次に、2項小学校費1目小学校管理費でございます。人件費の増がございます。そのほかに、2の小学校ICT環境整備事業でございますが、これは、委託料で事務機器更新時設定委託料で、令和7年度パソコン端末更新業務における公立学校情報機器整備費補助金の活用のためにネットワーク環境を把握するため、計画策定により増となったものでございます。

次に、3項中学校費1目中学校管理費で、13節の使用料及び賃借料でございますが、虻田中学校の複合機更新による20万4,000円の増額でございます。それから、その下の中学校ICT環境整備事業は、先ほどの小学校のICT環境整備事業と同様に、ネットワーク環境を把握するための策定業務費用でございます。

次に、16ページ、17ページをお開き願いたいと思います。

4項社会教育費1目社会教育総務費で20万円の増でございます。これにつきましては、社会教育管理事業で洞爺湖町人づくり育成事業補助金20万円の増でございますが、事業計画提

出の増により増額を提案させていただいております。

4項社会教育費3目社会教育施設費で需用費で61万円の修繕料でございます。これは、入江貝塚の電気設備等の修繕など6件を合わせて61万円の計上とさせていただいております。

次に、5項保健体育費2目体育施設費でございます。50万9,000円の増額でございますが、これにつきましては修繕費で、虻田体育館ボイラー室屋根修繕など2件の修繕の費用でございます。

次に、5項保健体育費3目給食施設費で139万7,000円の増額でございますが、1点目は使用料及び賃借料で物品借上料で71万8,000円の増でございましたが、真空の冷却機をリースで導入することから今回計上させていただいたものでございます。5年リースの1年目でございます。次に、17節の備品購入費67万9,000円でございますが、虻田中学校における角型二重食缶が破損したために更新に係る費用を計上させていただいたところでございます。

最後に、13款予備費1項1目予備費でございます。14万9,000円の増額でございます。

以上ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

1番、石川邦子議員。

○1番（石川邦子君） ホタテの直売事業の補助金の関係でございます。

10ページ、水産業費でございます。このことについては、経済常任委員会協議会のほうに説明をしていただいたところでございますが、時期ですとか、直売所の場所というか、その販売するところですね、そのところをちょっとお伺いしたいと思います。

この新鮮なホタテが町民の皆さんも気軽に買えるところができるということは本当にいいことだと思いますし、町内のみならず町外の方も買いに来られると思います。それで、どういところで販売するのかというところ、時期も含めてお願いいたします。

○議長（大西 智君） 仙波産業振興課長。

○産業振興課長（仙波貴樹君） ただいまの質問でございます。

ホタテの活貝となりますので、当然出荷時期になろうかと思っております。水揚げ時期は例年1月から3月、また、この期間における貝毒の発生していない時期ということになりますので、いずれにしても時期といたしましては1月から3月下旬くらいまでの水揚げの時期を考えてございます。

また、場所については、今回購入する資機材については、店頭売りといえますか、そういったものの資機材を想定しておりますので、場所はいろんな事業者さんですとか漁協さんに協力いただきながら、町民が買いやすい場所で販売を考えているところではございますが、現在のところは、まずはいぶり噴火湾漁協の本社前ということで、今、調整をしています。

以上です。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 1番議員に対する答弁でおおむねは理解しているのですが、ただ、ホタテは今年の例を挙げると、1月から3月までは1回の貝毒の発生によって水揚げできなかつた。そうすると、来年の1月から3月までそうあってほしくはない。だけれども、そういう貝毒が発生をして水揚げできなかつた場合にはどうなるのか。加工用のホタテで対応するということにはなるのかどうなのか、その辺を伺っておきたいなと思います。特に今、漁業者を取り巻く環境というのは非常に厳しいものがございますから、こういう助成というのは大いに結構なことだと思うのですが、本当にこの予算化の金額も含めて、十分対応できる、間に合うという判断をしているのかどうなのか、この辺もう一度お願いいたします。

○議長（大西 智君） 仙波産業振興課長。

○産業振興課長（仙波貴樹君） ただいまのご質問でございますが、議員ご懸念のとおり、今年の例で申し上げますと、活貝で出荷できる時期が非常に限られていたということもございます。

今回購入する資機材については、各種イベントにも参加できるような資機材となっております。当然、議員が先ほどおっしゃられたように、加工品ですとかホタテ焼きなんかにも対応できる資機材となっておりますので、活貝にとらわれず幅広い形で活用し、ホタテの販路拡大、洞爺湖町産のホタテの普及拡大に向けて漁協と協力してやっていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 一緒に質問すればよかったのでしょうかけれども、今の水産関係のことは理解しました。ぜひこれからも、もっともっと漁業者を救済する、そういう方策をどんどん組んでいただければなという思いを持っております。

ページは9ページでありますけれども、いわゆる負担金及び補助金のところで伺っておきたいのですが、3の移住・定住促進事業、これは地域活性化起業人負担金ということで218万6,000円計上されておるのですが、一昨日の一般質問の中でも指摘されたとおりでございまして、ただ、もう一度復習の意味で伺いたいのですが、この起業人制度を活用して今やろうとしていることは、パナソニックの職員を1名派遣していただいて、まちづくりであるとか、あるいはまた地域公共交通、業務効率化などに関する課題を解決するためということでございますね。

私は、かねてからどうも行政というのはすぐコンサルタントあたりに投げるような、お任せするような、そういう随分環境を貫いてきているんじゃないのかなと。それに対して異論を持っておった一人であります。やっぱり今回の場合は、地域の活性化に向けての公共交通など、特にノウハウを受けるということでありますけれども、なぜ地域の公共交通のことで、地域のこの優秀な、昨日も話したように、職員はおるのですよ。いるのです。だとするならば、そういう職員に、地域の公共交通ですから、そういったことを職員にお任せするということはできないのかどうなのか。なぜできないのか。

それから、計算してみると、これは月10日ほどということになると、大体1日3万円平均ですよ。1日3万円。そして、このお金というのは特別交付金の部分に全額算入されるんだということで何かあぐらをかいているような受け止め方をするんだけど、特別交付金であっても税金ですよ、これは。国民の血のにじむような税金を払っての税というわけでありますから。

自分はね、もっともっとうこういう交付金を利用するのに当たっても、どうやったならば行政としてもプラス思考になるのか、そういったことを考えてもらわなければ、ただただコンサルタントに任せておけばいいんだということには絶対なってはならない。やはり本当にお願ひしたいのは、地元の事業なわけだから、地元の職員の方々が汗水流して、そういう企画立案するという体制づくりでないと、即コンサルタントに投げて、それでいいんだということとはならない。やっぱり地域地域の事情があるわけだから、そういった事情もしっかりと受け止めてやるんだということは、当然するだろうと思うんだけど、やはり地域に生活しておいて、そういうルールをつくり上げることができるんじゃないかなと思うのですよ。それをただコンサルタントに投げて、これでいいんだということには絶対あってはならない。そういうことが最近の行政で欠落している部分なのです。なぜ地元の職員ができないのか。人手不足なのですか、職員も。そうじゃないでしょう。

それと、ざっくり計算すると月36万4,000円かかっている。先ほど言ったように、1日3万円ですよ。非常に高額な給料をもらう方を雇うということなのです。10日間で36万4,000円ですから。20日勤めたら70万円かかるのです。副町長以上の給料をもらう方を採用するということになるので。

それと、基本はこういうコンサル等で派遣して1年なら1年、3年なら3年雇うにしても、この町に居住してもらうという方策を考えないと駄目ですよ、これは。ただ通勤手当等々も全部交付金で入ってくるからって、そういう考え方は捨てたほうがいいと思います。

どうですか。地域の公共交通等の企画立案するのに、コンサルタントに投げるということは、本当に地域に密着した公共交通というものがしっかりと定着できるようになるんだろうか。その辺どう考えているか、伺っていきいたいと思います。

○議長（大西 智君） 八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） 今のお話の関係でございますが、議員言われることも大体、私も同じことを考えているところはございます。ただ、今回のものは今まで往々にありがちな業者に委託して丸投げして、あとはつくったものを持ってこいみたいな話では全然違います。私ども、今もそうなのですけれども、いろんなものを外部に委託するときには自分たちの考え方、地域のことを全部分かった上で、それを適切に指示をして、それを文章化とか、または彼らのデザインを提案してもらうというような考え方を持っていますので、決して地元のものを我々が人手不足だから頼むということではなくて、我々の考え方をしっかり持って、それを補足的に提案してもらうというのが、今、我々が委託をするものだと思っていますし、今回の、特にこの補正につきましては、公共交通を特に考えています。それで、私どもの基

本路線は当然町のほう、それから地域公共交通協議会の中で進めていく話であって、それをいかにスムーズに行かせるためには、やはりノウハウのない我々ではできないところがあるので、それについてアドバイスをさせていただくというような考え方で今回委託を、この人たちにそのものをつくってもらうという考え方ではなくて、今申し上げたとおりのような形で、これからお知恵を拝借しながら我々は進めていきたいというふうに思っています。

あくまでも考え方は、我々がしっかり持って、地元のことを分かっているのは我々なので、それについて地域の人たちの意見を聞くのも私どもですし、それをいかにうまくスムーズに反映させてシステムを構築できるかということを我々はこれから進めさせていただこうと思って、こういうような提案させていただいていることをご理解いただきたいと思います。

○議長（大西 智君） 9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 今の答弁は答弁で理解する、答弁だけです。中身は当然、答弁している内容は理解するんだけど、ただ、いいですか。先ほども申し上げましたように、ただ218万6,000円というのは、特別交付税で来るからいいんだというような考え方でやったら駄目ですよ。これも税金なので。だとすれば、本当に洞爺湖町内の公共交通の在り方というものを、十分それを理解している職員の方々がルールづくりをさせることによって、もっともっと職員は伸びますよ。そういう密着型の事業というものを、なぜ町の職員でできないのかということです。

ノウハウは聞くんだと、基本はあるんだからと言うけれどもね、考え方としてコンサルタントに投げているなという感じより受けられない。そして、なぜ月三十何万円も払って、洞爺湖町に居住できないのですか。させるべきですよ。室蘭から通ってくる。10日間だからいいだろうって。企業はいいからね、人件費、こちらから出るから。企業として。だけれども、それはそういうことでならない。やはり地元で居住されて、そして10日間なら10日間働いて、逆に室蘭に通うというのだったら、まだ話は分かります。3か月といえども、1人増えることによって、家族がこの方はいるかどうか分かりませんが、交付税対象になるんじゃないですか、1人増えることによって。そういったことも考えれば、逆に、こちらから室蘭へ通ってくださいと言えないのですか。そういう環境を整えることはできないのですか。10日間もこちらのほうにいるわけだから、働くわけだから。

そして昨日、今日、このパナソニックと協定を結んだわけでしょう。そうしたら、すぐこういうことになってくる。これは一昨日も指摘した議員もいますから割愛しますけれども、少なからずやなぜそういうことができないのか。そうすべきですよ。基本はここにあるんだからという、それは分かるよ、言っていることは。理解できるけれども、そうするのにしても、なぜ室蘭から来ていただいて、10日間働いてもらって。

それと、併せて聞きますよ。この12月の手当の対象になるのですか、この方は。そういう計算になっていないと思うんだけど、なるのですか。それも含めて伺っておきたいなど。特別交付税であっても税金ですから、これは。お願いいたします。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） 今、副町長が言われたとおりの趣旨で、今回この補正予算、地域活性化起業人を提案させていただいておりますけれども、ちょっと細かい補足の中身ですけれども、今回の起業人1名採用の者につきましては、特別交付税の措置があるから提案させていただいているというわけではありません。交付税については、あくまでも二の次という考え方で今回提案させていただいております。

それから、コンサルタントに交通の仕組みを丸投げじゃないかということでございますけれども、こちらにつきましても決してそういうことではございません。

まず、交通の今回、6月に提案させていただきました共創モデルプロジェクト、これは交通、買物、まちポイントも含めた中で、職員が全て設計してやっております。ただ、そこに携わっていただけるシステム開発とか、そういったものはどうしても職員の力ではできないところでございますので、今回こちらは、国の補助を用いてシステム会社さんのほうにお願いして、今回10月から本格的に運用を開始するわけでございますけれども、今回のこのパナソニック I T S 株式会社様につきましては、起業人を1名派遣していただくわけなのですが、この会社は2018年からM a a S プロジェクト、交通の関係なのでございますけれども、室蘭に営業所を開設して、現在、室蘭市でも交通の関係のM a a S 事業、ごみの収集ですとか除雪だとか、それから交通、いってきマースだとか駐車しマースだとかという、高齢化が進む地域でこういったM a a S 事業、そのアプリだとかそういったものを用いて、いかに高齢者が住みやすい環境というのを構築できるかということを立て上げるために、室蘭市でこの会社、営業所を設けております。

月の給料が高いんじゃないかというお話でしたけれども、この本社は横浜市なのですよね、この会社。横浜市から今回1名起業人派遣されてきます。室蘭の営業所に配属をされて、そこから週に2日程度、洞爺湖町役場で働いていただくことになるのですけれども、私も最初、給料を聞いたとき、ちょっと年齢だとか、高いんじゃないかということで先方の企業にも確認しました。この経費につきましては、通勤だとか、それから手当ももちろん、月額給のほか、手当だとかそういったものを全て含めて経費を先方からいただいております。地方と首都圏ではやっぱり給料の、特に一流企業というか、大きな会社になればかなり給料も、特に都市部になると給料も高いということで、相当の給料を頂いているということで、それに見合った給料のほうで、それぞれうちの役場のほうと向こうのパナソニックのほうと給料を案分した中で、うちの持分を今回計上させていただいております。財源については、特別交付税の中で措置されるということでございますけれども、それからもう1点、12月の手当も、もちろんその中に、今回の中に含んでおります。

それともう1点、ちょっと繰り返しになるかもしれないですけれども、交通の仕組みだとか、システムを決して丸投げするものではありません。10月からこのシステム、とうやコネクタタクシーというのですけれども、買物支援と通学支援の運用、デマンドの交通運用が始まりますけれども、この予約システムも今回このパナソニック I T S のシステムを使って運用させていただくこととなります。

恐らく10月から、いろいろ予約の仕方が分からないとか、こういった使い方をすればいいのかとか、いろんな問合せだとかシステム上の不具合だとか、そういったものももしかしたら出てくるかもしれませんので、その対応も含めて、直接パナソニックから起業人を今回派遣をしていただいて、それとまちポイントの今後の普及、広くまたまちづくりにも貢献していただける人材ということで、職員と一緒に今回、事業の交通を含めた中でまちづくりに取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大西 智君） もう1点、なぜ洞爺湖町に住めないのかという点で。

藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） 先ほど申しましたとおり、室蘭に事業所、オフィスを構えておりまして、週2日、残りの3日程度は室蘭の事業所のほうで働くことになるものですから、うちとしては洞爺湖町にできれば住んでいただきたいですけれども、先方の都合もございませぬので、こちらのほうにJRを使って当面は通勤されるということでお話を伺っているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 越前谷議員、お昼に近いものですから、もし長くなるようであれば。

○9番（越前谷邦夫君） 長くなります。

○議長（大西 智君） それでは、ここで、昼食休憩といたします。再開を午後1時といたします。

（午前11時56分）

---

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

（午後 1時00分）

---

○議長（大西 智君） 休憩前に戻り、議案のほうを進めたいと思います。

午前中、議案第16号の質疑で終わっていたと思います。

ちょっとここで、私のほうからおわびを申し上げたいのですけれども、実は9番、越前谷議員の質疑だったのですけれども、午前中3回されておりまして、私のほうの勝手際で、午後からも質疑を受けるようなお話をさせていただいたのですけれども、ルール上3回で終わりということなので、大変申し訳ございませんけれども、9番、越前谷議員の質疑はなしということで申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、議案第16号のほうの質疑から入りたいと思います。質疑ございますか。

7番、大屋議員。

○7番（大屋 治君） 私のほうから、1回に三つのことについて質問させていただきます。

それでは、9ページの4款衛生費の中の予防費についてお尋ねしたいと思います。

この関係で、委託先だとかそういったものがありますけれども、新型コロナワクチンは昨年5月に2類から5類になりました。でも、私もそうですし、自分の身の回りに新型コロナ

にかかった方はたくさんおられます。そういう中で、この金額が本当にそれでいいのかどうかというのを確認したくて、今回三つのことについて質問させていただきます。

一つ目は、委託先は何件でしょうか。それともう一つ、ワクチンの接種予定者数はどの程度考えていらっしゃるのでしょうか。もう一つ、そのときの個人負担の予定額はどのように考えていらっしゃるのか、その3点について質問したいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） ただいまのコロナワクチンに関連する質問でございます。

まず、委託事業者の数がどのぐらいかということでもございました。こちらは、町内の医療機関、病院、それからクリニック等になりますけれども、町内の今のところ4事業者を予定しているところでございます。

それから、対象者数、予定者数ということでもございました。こちらについては、当初予算の段階で1,000名を見てございまして、今回の補正予算の部分につきまして、国のほうの金額の改定による増額分ということになりますけれども、この1,000人という人数については変更はないところでございます。

それから、ちょっと個人負担については後ほど、今きちんと資料を持ってきていませんので、改めて確認した中でご回答申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（大西 智君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

4番、五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） 私のほうから何点かお伺いします。ちょっと確認程度の質問かと思いますが、お答えをお願いします。

9ページの交通安全対策費の中で、カーブミラーの設置というお話でしたが、何件ぐらい、新規なのか、入れ替えなのかということの件数、それと、これは設置の要望について、どういう形で申請を上げると、この設置が可能になるのか、この点をお伺いします。

それから、11ページの林業振興事業で園児用の木製椅子、これは森林譲与税の活用の事業かと思いますが、数量と設置する、これは保育所になるのでしょうか、分かりませんが、どこに幾つぐらい設置するのかをお伺いいたします。

それから、15ページの住宅建築費の町営住宅管理事業で、修繕が360万円計上されていますが、どこの住宅のどんな修繕なのか、お伺いをいたします。

最後に、17ページの洞爺湖町人づくり育成事業の補助金で20万円の補正になっていますが、これは申請をすると、いろんなどころの視察に行ったり研修したりする制度だと思いますが、不足しているということは、当初予算よりも応募が多いということなんだと思いますが、何件ぐらい来て、どういう研修の要望が来ているか、分かればお知らせください。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） 1件目の交通安全対策事業の件、カーブミラー設置の件でございますけれども、これはまず、入れ替えによるものです。件数につきましては1件になります。

それで、提案理由の説明の中にもございましたけれども、材料費の高騰ということでございましたけれども、実際、以前から設置をしていたカーブミラーになりますけれども、塩カルの影響で根元の腐食が激しいということで要望が出てございまして、それで一応今回、設置に当たっては、その箇所もそうなのですが、交点2か所につけて、特に聞いてございますのは積雪です。雪が多いところでして、雪山になるような箇所で、昨年ちょっと12月か1月ぐらいに現地を確認したんですけれども、やはり1か所じゃちょっとどうかという話が出ていまして、実際、当初の予算でも要求を本当はできればよかったですけれども、再度、自治会の方と改めていろいろ話をさせてもらって、このたび補正の提案をさせていただいているという内容になります。

以上です。

○議長（大西 智君） 申請したらやっていただけるのかということもありますが。

末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） すみません。失礼いたしました。

その要望が上がった段階であっても、一応警察との調整も当然必要になってございまして、その内容を精査した上で、安全なのか危険性も含めて調査をしていくという内容になります。

以上です。

○議長（大西 智君） 片岸洞爺総合支所副支所長。

○洞爺総合支所副支所長（片岸昭弘君） 私のほうから、保育所の園児用の椅子の納入委託事業の関係でございます。

町内の保育所2か所に40台ということになります。現在使用しております既存の破損による不足のため、今回、道産材を使いまして加工して導入するという事業でございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 場所はわかりますか。

片岸洞爺総合支所副支所長。

○洞爺総合支所副支所長（片岸昭弘君） 1か所は入江保育所ということで、もう1か所は、桜ヶ丘保育所だったという記憶でございます。すみません。

○議長（大西 智君） 篠原経済部次長。

○経済部次長（篠原哲也君） 私のほうから、町営住宅の修繕料について説明させていただきます。

この後、補正で予定している修繕に関しましては、高砂団地2号棟103号室が退去された方がいて、その後の修繕を予定しております。そのほかに、高砂団地1号棟の101号室の退去後の修繕、泉公園団地3号棟103号室の退去後の修繕、それから、例年退去した後に修繕

をして新しい方に入っていただくんですけども、この後約10件程度の修繕費約100万円も含めて予定しております。

そのほかに、のぞみ団地6号棟のエレベーターが急に故障しまして、これに現予算のほうで対応したんですけども、皆さんにエレベーターが使えない間ずっと待たせるわけにいきませんので、対応したんですが、この分の約29万円、あと泉公園団地1号棟の火災警報器、これに関しても火災警報器ですので、いつまでも故障したまま置いておくわけにもいきませんので、現予算で対応したんですが、その分の55万円、あと柳川通り団地ベランダの配管修繕、これらを予定しております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 角田社会教育課長。

○社会教育課長（角田隆志君） 17ページの人づくり育成事業についてでございます。

今年度の申請は3件ございました。申請の内容につきましては、1件目は津軽笛の技術向上のための研修、青森県が目的地でございます。もう一つは、編み物教室を実施している団体がございますけれども、さらなる技術の向上を目指した研修、これは道内、士別市に行く予定となっております。もう一つは、旧財田町から寄贈を受けた太鼓台ちょうさについて、寄贈当時を知る関係者と意見交換を通じて、伝統文化の保存継承のための人材育成を目的として実施するものでございまして、目的地は香川県です。この3件で総額で80万円となる見込みでございますので、差額の20万円を補正のご提案をさせていただいたところです。

以上です。

○議長（大西 智君） 4番、五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） ほぼお答えをいただいたので分かりましたが、まず、園児用の椅子ですが、二つの保育所で導入ということですが、残るもう二つの保育所にも予定されているのかどうかをお伺いすることと、あと、町営住宅の、細かいことかもしれませんが、幾つか修繕の話がありましたので、できたら参考のために、この資料がどういうところの修繕かの一覧みたいなのがついてると非常に、質問しなくて済むかなということもありましたので、今後そういう資料もつけていただくと、これはお願いですので、よろしくお願ひしたいと思います。椅子のことだけ。

○議長（大西 智君） 片岸洞爺総合支所副支所長。

○洞爺総合支所副支所長（片岸昭弘君） 椅子の導入につきましては、次年度も40台、残りの2か所につきましても導入する予定となっております。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第16号令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第10、議案第17号令和6年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） それでは、議案書の29ページをお開き願いたいと思います。

議案第17号令和6年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

令和6年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ257万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3,319万円とするものでございます。

以下、事項別明細書で説明をさせていただきます。4ページ、5ページをお開き願いたいと思います。

歳入でございます。

4款支払基金交付金1項支払基金交付金1目介護給付費交付金で過年度分でございます。令和5年度の支払基金交付金の介護給付費交付金の確定によりまして246万1,000円を増額するものでございます。

6款繰入金1項一般会計繰入金3目低所得者保険軽減繰入金で過年度分で、令和5年度低所得者保険料軽減負担金の確定により、追加交付で2,000円を増額するものでございます。

5目地域支援事業繰入金、現年度分でございますが、介護予防支援事業委託料不足によりまして10万7,000円を増額するものでございます。

6ページ、7ページをお開き願いたいと思います。

歳出でございます。

3款地域支援事業2項1目包括支援事業でございます。

4款介護予防支援事業で、委託料の増加により10万7,000円を増額するものでございます。

4款1項積立金1目介護保険給付費支払準備基金積立金でございます。24節介護保険給付費支払準備基金積立金で、令和5年度会計決算に伴う余剰金の積立てで1,300万5,000円を増

額するものでございます。

5款諸支出金1項償還金及び還付加算金2目償還金です。22節の償還金で、令和5年度国庫負担金等の精算に伴う返還金で2,036万5,000円を増額するものでございます。

6款1項1目予備費でございますが、3,090万7,000円の減額でございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） ちょっと確認をさせてもらいたいのですが、実は基金の積立金で、今回は補正を1,300万5,000円ほど計上しております。そして、予備費が逆にマイナスの3,090万7,000円ということで計上されておるのですが、これは何も積立金を増やさなくて予備費でも十分充当できることではないのかなと思うのですけれども、これを分けた理由というのは、根拠は何ですか。

○議長（大西 智君） 分けた根拠の答弁をお願いします。

兼村介護高齢課長。

○介護高齢課長（兼村憲三君） ただいまの積立てに関わる、なぜ分けたのかというご質問でございます。

この予備費の3,090万7,000円、こちらは令和5年度の会計決算に伴う繰越額ということで、介護保険の特別会計から予備費のほうに繰り越すということでのマイナス補正額ということでございます。

そして、1,300万円というのは、これはまさに令和5年度の会計決算に伴う余剰金、つまりこの1,300万5,000円の部分に関しましては、要は毎年5月の支出の完了後に、その後に、国そして道の精算報告の提出をして、初めて返還の、そして追加交付金が決定されるということになっているところもありますので、そこは項目上分けているというような内容でございます。

以上です。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

2番、小林議員。

○2番（小林真奈美君） 越前谷議員とちょっと重なるところがあるかもしれないのですけれども、ちょっともう一回、確認も含めてお願いします。

この基金積立金の1,300万5,000円なのですけれども、この額というのは、年度当初は3万円でした。補正額で増えたのですけれども、これはその後、計算の仕方とかいろいろあってこの分が増えたという形での今、説明だったのかなというふうに思いますが、ただ、果たしてこの1,300万5,000円の金額というのは、果たして積立金にする必要があるのかどうかというのをちょっとお聞きしたかったです。

○議長（大西 智君） 兼村介護高齢課長。

○介護高齢課長（兼村憲三君） ただいまの1,300万円を積立てをする必要があるかどうかというご質問でございます。

実はこの間、コロナを挟みまして、実は過去のデータを読み取りますと、この支払準備基金というものは、実はコロナ前まで毎年基金の取崩しをしてきております。これが平均すると、大体2,400万円前後ぐらいの取崩しがされてきているということでございます。ですから、この基金、実は今年改定しました保険料、これは、3年ごとに改定するというもので、令和6年度から今度は令和8年度、第9期ということ今進めております。この3年間でこの積立てを含めていきますと、やはりこの積立てが毎年やはり、これまでのデータでいきますと、取崩しをしていくという形になりますので、そこは計画上そういうふうな想定の下で積立てをしてきているというところでございますので、この金額はそのまま基金のほうに積立てをして、毎年の給付にこれを使っていくというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第17号令和6年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案17号令和6年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎認定第1号から認定7号までの一括上程、説明、付託

○議長（大西 智君） 日程第11、認定第1号令和5年度虻田郡洞爺湖町一般会計決算の認定についてから、認定第7号令和5年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計決算の認定についてまでを一括して議題といたします。

提案理由の説明を一括して求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田 稔君） それでは、議案書の32ページをお開き願いたいと思います。

認定第1号から第7号まで一括してご提案させていただきます。

初めに、認定第1号令和5年度虻田郡洞爺湖町一般会計決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度虻田郡洞爺湖町一般会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

次に、33ページでございます。

認定第2号令和5年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

次に、34ページでございます。

認定第3号令和5年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会に認定を付するものでございます。

次に、35ページでございます。

認定第4号令和5年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

36ページです。

認定第5号令和5年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算の認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和5年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

次に、37ページでございます。

認定第6号令和5年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計決算の認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和5年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

次に、38ページになります。

認定第7号令和5年度虻田郡洞爺湖町公共下水道会計決算の認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和5年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

それでは、各会計の概要についてご説明させていただきます。

一般会計から説明させていただきたいと思えます。

冊子は別になります。表題が各会計決算書、実質収支に関する調書、財産に関する調書にて説明をさせていただければと思えます。

27ページをお開き願いたいと思えます。

実質収支のみのご説明とさせていただきます。

まず、一般会計でございます。

収入総額82億3,947万5,000円、歳出総額80億9,482万7,000円、歳入歳出差引額が1億4,464万8,000円で、このうち翌年度へ繰越しすべき財源が1,217万8,000円となり、実質収支額1億3,247万円を繰越しするものでございます。

28ページをお開き願いたいと思います。国民健康保険特別会計でございます。

歳入総額12億1,460万2,000円、歳出総額12億1,140万7,000円、歳入歳出差引額319万5,000円となり、実質収支額の319万5,000円を繰越しするものでございます。

29ページになります。介護保険特別会計でございます。

歳入総額12億4,073万6,000円、歳出総額12億982万8,000円、歳入歳出差引額3,090万8,000円でございます。実質収支額の3,090万8,000円を繰越しするものでございます。

30ページになります。後期高齢者医療特別会計でございます。

歳入総額1億8,660万6,000円、歳出総額は1億8,005万4,000円、歳入歳出差引額655万2,000円となり、実質収支額の655万2,000円を繰越しするものでございます。

次に、公営企業会計を説明させていただきます。

公営企業会計決算書12ページをお開き願いたいと思います。

令和5年度虻田郡洞爺湖町水道事業報告書があるかと思えます。この中段に財政状況が記載されておりますので、ここを読み上げて説明させていただきます。

収益的収支は、収入が2億7,100万3,312円、支出は2億6,950万3,588円、当年度純利益は149万9,724円となっております。また、資本的収支は、収入が1億601万6,364円、支出は1億8,658万8,269円であり、実質不足額8,057万1,905円につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分の損益勘定留保資金で補填しているものでございます。

次に、簡易水道になります。45ページをお開き願いたいと思います。

令和5年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業報告書でございます。この中段の財政状況でございますが、収益的収支は、収入が8,083万4,843円、支出は7,537万7,403円、当年度純利益は545万7,440円となっております。また、資本的収支は、収入が3,981万2,000円、支出は5,994万2,785円であり、実質不足額2,013万785円につきましては、引き続き当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、それから当年度分の損益勘定留保資金で補填をしているものでございます。

次に、下水道会計になります。77ページをお開き願いたいと思います。

令和5年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業報告書の中段の財政状況でございます。

収益的収支は、収入が6億570万9,849円、支出は5億7,013万6,941円、当年度純利益は3,557万2,908円、また、資本的収支は、収入で2億1,070万2,000円、支出は3億49万4,260円であり、実質不足額といたしましては8,979万2,260円でございます。これにつきましては、引き続き当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び当年度の損益勘定留保資金で補填をしているところでございます。

以上、各会計の決算の概要のみを説明させていただきました。

関連によりまして、決算特別委員会が予定されているということを知っていますので、そちらのほうで詳細を説明させていただきたいと思えます。

以上、ご提案申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

ここで、お諮りいたします。

本件については、決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、本件の各会計決算の認定につきましては、決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任についてお諮りいたします。

委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が指名することになりますが、議長並びに監査委員を除く全議員10名による決算特別委員会としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議長並びに監査委員を除く10名による決算特別委員会とすることに決定いたしました。

ここで、暫時休憩といたします。

(午後 1時38分)

---

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

休憩前に戻り、会議を進めます。

(午後 1時53分)

---

#### ◎正副委員長の決定

○議長（大西 智君） ただいま決算特別委員会が開催され、正副委員長が決定しましたのでご報告いたします。

決算特別委員会委員長には五十嵐委員、副委員長には室田委員が選出されました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（大西 智君） 以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

(午後 1時54分)

会議の経過は以上のとおり相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員